

近組 2024-012 号

2024 年 4 月 16 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、教員がその専門性を活かして行う業務に対する不当な介入に抗議し、そうした方針を改めるよう求める。

貴法人は、教員が新聞・テレビ等のメディアでコメント等をした場合、学部や大学のウェブサイトで紹介するのが常であるが、その内容によって紹介しない場合もある。大学サイトで紹介するか否かは広報室の判断であるとしても、その判断は教員の活動（研究・教育・社会活動）を評価することでもあるので、恣意的な対応は公平性を欠き、それが組合員に対するものであれば不当労働行為にもなりうる。大学サイトは世界中に公開されており、本学教員の活動が紹介されているか否かは、学外者も含め誰でも確認できる。活動実績のない教員が紹介されないのは当然であるとしても、活動しているにもかかわらず紹介されないということは、当該教員を近畿大学が評価していないことを公式に発信しているのと同様である。

また、各学部においては広報委員の判断・裁量によって学部サイトで教員の活動を紹介しているが、それに対する介入も確認されており、容認できない。貴法人は、対外的に発信する内容を決めるのは使用者の権利であり、従業員にその権利はないと説明するが、それでは誰がどのような基準で教員の活動内容が紹介するに相応しいか否かを判断できるのか。例えば、各学部等が刊行している紀要・論集は、専門家である教員が編集委員として査読を務め、論文等の掲載の可否を決める。そして紀要・論集は大学の予算で印刷・刊行され、大学の管理するリポジトリでも公開している。施設管理権を主張することで、紀要・論集に掲載する論文等の内容を決める権利は使用者にあり従業員にないと強弁するならば、査読＝専門家同士の評価（ピアレビュー）を否定することになり、憲法や教育基本法が規定する学問の自由の侵害にもなりうる。

広報委員も、紀要・論集の編集委員と同様に一定の裁量を与えられ、業務に従事しているが、広報委員に限り判断する権利はないのか、それともすべての委員について対外的に発信する内容を決める権利はないのか、説明せよ。

実際に、かつて貴法人は、メディアで原発について発言した教員をメディアから遠ざける対応をしたことがある。これは、「世耕理事長」を含む貴法人の意向というよりも、

「世耕議員」の意向であると思われる。理事長職と政治活動は無関係と言いながら、実際には近畿大学を政治活動に利用していることを本組合は以前より指摘しているが、研究者の活動内容までも政治活動との関わりで制限することは、教育基本法第14条第2項にも抵触する。

すでに本組合は、これに類する問題として、貴法人が入学試験問題作成に対し出題委員の裁量を制限する介入について抗議しているが、いまだに対応がない。また、事務職員が非常勤講師（関西圏大学非常勤講師組合の組合員）への不信を理由に定期試験の答案を強引に取り上げ、他の教員に採点させたこともある。こうした教員の専門性を軽視した一連の対応について、説明と改善を求める。

4月25日の団体交渉の際に回答せよ。

以上